

## 平成22年第1回森町議会定例会9月会議会議録（第2日目）

平成22年9月14日（火曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時07分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第 1号 森町ファミリーヘルスプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 2号 森町ふるさと交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 3号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 4号 森町過疎地域自立促進市町村計画について
- 6 議案第 5号 平成22年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 7 議案第 6号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 7号 平成22年度森町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 8号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 9号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第10号 平成22年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第11号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第12号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 15 報告第 1号 平成21年度財政健全化判断比率について
- 16 報告第 2号 平成21年度資金不足比率について
- 17 認定第 1号 平成21年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3号 平成21年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4号 平成21年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 18 発議第 2号 森町顕彰条例制定について
- 19 意見書案第1号 家電エコポイント制度の再延長並びに住宅エコポイントの延長を求める意見書
- 20 意見書案第2号 子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書
- 21 意見書案第3号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書
- 22 意見書案第4号 道路の整備に関する意見書

23 議員の派遣について

24 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長	22番	野村洋君	副議長	1番	青山忠君
	2番	堀合哲哉君		3番	長岡輝仁君
	4番	黒田勝幸君		5番	木村俊広君
	6番	加藤玲子君		7番	宮本秀逸君
	8番	川村寛君		9番	佐々木修君
	10番	清水悟君		11番	坂本元君
	12番	杉浦幸雄君		13番	中村良実君
	14番	坂本喜達君		15番	菊地康博君
	16番	服部勝見君		17番	三浦浩三君
	18番	小杉久美子君		19番	西村豊君
	20番	東秀憲君		21番	前本幸政君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐藤克男君
副町長	増田裕司君
総務課長	片野滋君
総務課参事	佐々木陽市郎君
出納室長	木村浩二君
防災交通課長	清水雅信君
契約管理課長	竹浪孝義君
企画振興課長	伊藤昇君
税務課長	泉一法君
収納管理課長	若松幸弘君
保健福祉課長	佐藤洋君
保健福祉課参事	成田研造君
住民生活課長	竹内明君
環境課長	横内仁司君
環境課参事	木村哲二君
農林課長	山田仁君
水産課長	島倉秀俊君

商工労働観光課長	金	谷	孝	己	君	
建設課長	川	村	光	夫	君	
上下水道課長	石	島	則	幸	君	
教育長	磯	辺	吉	隆	君	
教育次長	香	田		隆	君	
学校教育課長	芳	賀	幸	則	君	
社会教育課長	澤	口	幸	男	君	
体育課長	谷	口	方	規	君	
給食センター長	坂	尻	正	純	君	
生涯学習課長	中	島	将	尊	君	
さわら幼稚園長	木	村	康	則	君	
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君	
病院事務長	大	久	保	善	之	君
消防長	山	田	春	一	君	
消防署長	松	川	眞	也	君	
砂原支所長	輪	島	忠	徳	君	
町民サービス課長	野	田	勝	正	君	

○出席事務局職員

事務局長	本	間	一	男	君
事務局次長	藤	田	司	志	君
庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町ファミリーヘルスプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第 2 号 森町ふるさと交流館条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 3 号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 4 号 森町過疎地域自立促進市町村計画について
- 5 議案第 5 号 平成22年度森町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第 6 号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第 7 号 平成22年度森町老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第 8 号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 9 号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第10号 平成22年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 1 1 議案第 1 1 号 平成 2 2 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 2 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 1 3 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 1 4 報告第 1 号 平成 2 1 年度財政健全化判断比率について
- 1 5 報告第 2 号 平成 2 1 年度資金不足比率について
- 1 6 認定第 1 号 平成 2 1 年度森町各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 1 年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 1 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 1 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は21名です。定足数に達していますので、議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、清水悟君、11番、坂本元君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

日程第2に入る前にちょっとお知らせをしておきます。まず、お手元に配付されておると思いますが、防災交通課より追加資料が2枚提出されておりますので、ご案内申し上げます。

◎答弁保留の件について

○議長（野村 洋君） それと、もう一点につきましては、昨日一般質問の中で宮本議員の第4問目の答弁が保留になっておりましたので、ここで川村建設課長より答弁をお願いしたいと思います。

川村建設課長。

○建設課長（川村光夫君） 昨日の宮本議員のご質問に対する答弁で私が勘違いしまして間違った答弁をいたしました。

法に合わせてみますと、新たな連帯保証人はそれ以前の債務も引き継ぐということになっておまして、古い分と新たに発生した債務も新たな連帯保証人が保証することとなります。また、私ども役場の建設課においても窓口等に相談に来たときにもそのような説明をしております。

以上、間違った答弁をおわびし、訂正いたします。よろしく願いいたします。

◎日程第2 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第2、議案第1号 森町ファミリーヘルスプラザ条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長（中島将尊君） 森町ファミリーヘルスプラザ条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表により説明させていただきますので、資料1ページをごらんください。今回の一部改正については、町民以外の使用料について無料とするものでありまして、それに伴い条例の一部を改正するものであります。

町内類似3施設については、従前より使用料が無料となっておりますが、森町ファミリーヘルスプラザについてのみ使用料を徴していたものを今回の条例改正により無料とするものであります。類似施設を一括管理する教育委員会の立場から整合性を図るものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○13番（中村良実君） このファミリーヘルスプラザの関係なのですが、これは当初の目的はプールだけではなくして多目的に使おうということできたというふうに記憶しております。ここ数年、プールだけになりました。今回この条例を改正しようという大きな目的というのは、無料にしようということなのです。ですから、それには私は大賛成です。でも、きっと町長は反対だと思います。無料ではなくして有料が当たり前だという考え方をしていますから、きっとそうだと思うのです。そうした中で、今回無料にするという発想は、これはどこから出た発想なのだろうか。トップダウンできたものなのか、それともそうではなくして現場に携わる方々のご意見でそうしたのか、それが1点。

それから、今年の利用者は、もう9月の頭で終わっているわけですから、利用者は何人であったのか。そして、それに伴うところの使用料は幾ら入ってきたのか、これについてお伺いします。

○生涯学習課長（中島将尊君） 中村議員のご質問に答えさせていただきます。

確かに中村議員の言うとおりの、時代の流れとしては当然利用者負担というものが基本的な考え方となってございますが、17年度から21年度の平均で収入額が6,820円という収入になってございます。これを収納するために公民館からそれこそ役場の出納室のほうに引き継ぎという事務が発生します。当然調定事務、徴収書発行等々の事務も発生するということから、一部についてはそういう事務の軽減を図るということも一つの考え方でございます。

それと、今年の利用者数については、22年度の利用者については3,207人が利用されてございます。それと、今年度の使用料については、部内でいろいろと協議した結果、条例の第10条に定めます町長が特に必要と認めるときという条項がございまして、これを該当させまして、今年度から使用料については減免という形で処理させていただいております。

以上でございます。

○13番（中村良実君） 今のお話を聞きますと、現場、生涯学習課のほうのそうした事務等も考えたときには、やはり無料にしたほうがいいのだという発想のもとでもってそれをまとめ、教育委員会、そして行政のほうに諮って今回の改正になったということですから、大変

すばらしいことだと思います。

それで、利用者が3,207人といいますと、1年度から比べますと増えておりますよね。利用者数が増えていると。有料にもかかわらず、増えているということは大変いいことなのです。それで、無料にしたときに、さらに増えるということが考えられると私は思うのです。それで、どのぐらいの利用者数を見込むのか。

それと、もう一点、これ大事なことなのですが、管理委託しているわけです。そして、管理委託をして、その入場料、使用料というのかな、もいただいていると。現場では、その方々が扱っているのです。現場では、要するにプールでは。それを事務局に持って行って、事務局が支所に持って行って云々ということにきつとらうと思うのですが、そうしますと無料にするということは委託の中に人件費が伴っておりますから、私はその分が浮いてくるのかな、そう思っているのです。今年の委託料は145万7,000円なのです。そうしますと、その分だけ委託料が23年からは減るという解釈してよろしいのかどうか伺います。

○生涯学習課長（中島将尊君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

先ほども説明したとおり、今年度から利用料については減免という形になってございます。それで、先ほども説明したとおり、平均で6,820円ということでございますので、大概小学生が利用されているということでございますので、従前の利用者については、町外の方は年度平均で68名程度の方が利用されていたという状況でございます。今後について増えるかどうかということについては、先ほど説明したとおり今年度から減免という形で対応してございますので、さほど増ということは考えにくいのかなというふうに考えてございます。

それと、委託料の関係でございますが、これについては夏休み期間については3名体制ということで、当然夏休み期間になりますと利用者数が増えるという状況がございまして、夏休み期間中において1名増員という形で対応してございます。これらについては、その辺状況等を勘案しながら来年度予算要求について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（中村良実君） 今の説明からしますと、現実的には今年も小学生、要するに学校の子供たちですか、授業で使うときの場合だと思っているのですが、これについては減免されているので影響はないであろうという解釈ですよね。ただ、日数にしますと100日足らずなのかなと、そう思うのです。ですから、早い時期に今年から無料ですよと言うと、もっと増えてくるのかな。増えてもらわなければまた困るのです、意味がないですから。PRをしていただきたい、そう思います。

それから、夏休み期間中だけ多くなるので、委託料についても、今の説明からしますと大した金額にはならないであろうという解釈していると思うのですが、そうではなくして私聞いたのは、現実的に夏休み3名の管理者がいて、それで運営しているわけですから、料金を取らないということは、その分仕事が減るわけですから、当然ここに少なからずとも1名分の委託料が減ると、これは当たり前です。常識的に考えられることだと私は思うのですが、

ですから今課長はそれらのことも勘案しながら来年度予算要求はしますということですから、減るよと。委託料は当然無料になりますから、その分手数かかりませんから減るよという解釈してよろしいのかどうかお答えください。

○生涯学習課長（中島将尊君） あくまでもプールについては、事故があった場合、人命にかかわるとい部分がございます。それで、先ほども説明したとおり、夏休み期間中は利用者が増えるという状況がございます。それに対応するために3人体制で監視業務を行っている。先ほども説明したとおり、5カ年平均の収入平均額が6,820円ということで、料金徴収に係る人数については約68名という状況で、事務的にはそんなに負担はかかっていないということを考えてございます。それと、あくまでも使用料については町外のみ使用料をいただいているという状況でございます。

雑駁で申しわけないですが、説明にかえさせていただきます。

○副町長（増田裕司君） 所管外ではございますが、この決定に際しまして現場から少し相談を受けたもので、その経過も含めて少し補足をさせていただきたいと思えます。

第1点は、この点に限らず、合併時の協議事項の未整理といえますか、課題が残っていた部分の扱いだらうと思うのです。森地区の町民は無料、森のプールは無料で、このファミリーヘルスプラザについては町民はただだけれども、町外の人はお金100円もらいますよと、こういう規定でございますので、そうすると実質的には無料と同じようなものなのですが、函館の孫と森の孫と一緒におじいちゃんが連れていった場合に、たまたま顔が知っていれば、これは町民でない、100円払わなければならないと、こんな事例があるわけですし、そこまで目くじら立てる必要がある収入金額なのだろうか。委託料の中にはそれらも入っていない、込み込みで人件費、プールの管理をするための経費でございまして、100円もらうための入っていないのですが、たまたま数が少ないので、そういうことを受けている。それを受けた今度町の職員が、公金でございまして、公金の委託契約の扱いしておりませんので、職員が今度100円であろうが走って歩かなければならない。そこまでする必要もないだらうということの相談がございまして、それであれば今言ったようなことから無料にしていいいののかという相談がありましたので、このファミリーヘルスプラザに限らず、これからも合併時の積み残しの問題もございまして、三千何項目全部整理したわけではございませんので、往々にしてこういうことがあるのかなと。現場のほうになるべく早くそういうものは指示するようにしておりますけれども、膨大な量でございまして、今後ともこういうことがあるよということも一つご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） ファミリーヘルスプラザの条例改正と次に出てきますふるさと交流館の条例の改正でございますね。その比較でちょっと見せていただいたのですが、多分これで整理されていると思うのですが、課長、ヘルスプラザのほうは別表を削除しておりますね。別表削除って何意味するかというと、ここでいうと、いわゆる営利目的で使う場合の利用料の問題なのです。これ削除しますから、当然営利だらうと何だらうと無料なのです。ただし、



一番下段にプール棟内での行為は禁止すると。そこは使えませんよと。ほかにどこがあるのか、対象がよくわかりませんが、結局ファミリーヘルスプラザの範囲内の部分って一体どこを指しているのかという部分です。ただ、営利を目的として使用するケースって今後考えられないのかという部分です。

それで、資料の2のほうにいくのですが、ここでは現行という形で抜粋して書かされているのですが、現行ですから、別表ですから、なくなるのだということに理解してよろしいのですか。営利目的ではあそこは使わせないのだという大前提があるから、今回の条例改正に踏み切ったということでしょうか。一般的に森のほかの施設含めて、町民は無料ですけれども、営利の場合お金いただくことになっているのです、各施設も。ですから、それとの兼ね合いについてちょっとご説明いただけないでしょうか。お願いいたします。

○議長（野村 洋君） 資料2はまだ提案しておりませんので、関連の部分だけ答えてください。

○生涯学習課長（中島将尊君） 堀合議員のご質問にお答えいたします。

従前、施設建設されてから二十数年経過してございます。正直な話、過去に営利を目的として使用したケースはございません。それと、当然条例にプールでの行為は禁止するという規定もございまして、当然利用はなかったということでございます。今後についても、あれを営利目的で使用するという部分については考えにくいというふうに判断してございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 実は、無料ということがわかれば、営利目的で借りる場合あるかもしれません。だから、そういう部分もやっぱり想定して条例なり規則でうたっておかないと、結局営利ではここは無料ですよということになってしまうのです。だから、その辺の、やっぱり他の施設との関連を保ちながら私は行うべきであると。今までは借りていないけれども、今後も借りないだろうという想定のもとでの規則の改正というのは、やっぱり違うのではないかなというふうに私は思うのですけれども、どうなのでしょう。これ全部否定しているわけではないです。先ほど副町長がおっしゃった、子供さんには町外であろうと無料にしてやろう、その精神は非常に大事な精神だと思うので、ただ営利の関係においてはきちっとした整理をしておくべきではないだろうかというふうに思うのです、老婆心ながら。

○教育長（磯辺吉隆君） ただいま堀合議員さんから条例に関する基本的な事項と申しますか、やはり使用減免、それからその営利等について条例等の場合についてはきちっとうたうべきと。そもそも論どころのご意見というふうなことで伺っております。それで、うちの教育施設でございますけれども、例えば運動会するとき、各小中、幼稚園、そこについては営利等の関係がございまして。それと、先ほどヘルスプラザの敷地というふうなこと、どこまでがというふうなことがあるのでございますけれども、建物と、そこのところの一体となった施設ですね、あそこをプールの施設というふうなところでございますけれども、そして隣に通称町民会館の施設がございまして。今中島課長が答弁いたしましたとおり、あそこところは実態としては考えにくい。ただ、条例等の文言についてはうたっておくべきだろ

うとは思いますが、この際実態としてそういうふうなことであれば削ってもいいのではないかと  
いうふうな、内部の協議のもとにこのような形にしたものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第3 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第2号 森町ふるさと交流館条例の一部を改正する  
条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○生涯学習課長（中島将尊君） 森町ふるさと交流館条例の一部を改正する条例についてご  
説明いたします。

新旧対照表により説明させていただきますので、資料2をごらんください。今回の一部改  
正については、使用料について料金の変更は伴ってございません。あくまでも条例の趣旨に  
合わせて条例の文言を整理したもので、別表、9条関係、1時間当たりの使用料についても  
変更はございません。

それらについてご説明申し上げますと、現行条例、最下段、備考欄、中仕切りの下のほう  
ですが、その欄をごらんください。森町ふるさと交流館条例第9条、アンダーラインを引い  
てありますが、町民の使用料は無料とする。それと、もう一つのアンダーラインでございま  
す。別表に定める使用料を徴収する。これは、町民以外の利用、または商品等、営利を目的  
として利用する場合は別表に定める使用料を徴収するという規定がございます。

続きまして、最下段でございますが、二重丸で記載されています森町ファミリーヘルスプ  
ラザ条例施行規則抜粋でございますが、別記様式における室名、アリーナ、1時間使用料、  
A欄が1,570円、これについては町民が利用した場合の料金でありまして、中段にまた戻り  
ますが、参考欄のすぐ上に記載されています備考の5、中仕切り線の上です。備考の5、ア  
ンダーライン引いてある箇所でございますが、そこに記載されている町民以外の利用につい  
てはこの料金の5割増しとするという規定により算出した額が町外割り増し額となります。

再度最下段に戻りますが、B欄、785円とA欄、1,570円、1,570円については町民が利用した場合の料金でございます。AとBを合算しました2,355円が町民以外の1時間当たりの使用料となります。あくまでも料金については、今回は改正はされてございません。それと、同じく暖房料についても、さきに説明した内容と同一でございますので、割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第3号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（大久保善之君） それでは、議案第3号 森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

森町国民健康保険病院使用料及び手数料条例に死体処置料を加え改正するものでございます。

改正理由といたしましては、死体処置にかかわる算定がされていないに含めて、死体処置料にかかわる経費などについて調査しましたところ、渡島管内の公立病院ではほとんどの病院が死体処置料としてご負担していただいていることから、森町においても使用料及び手数料条例の一部に死体処置料を加え改正するものでございます。

次のページをごらんください。別表ですけれども、死体処置料、簡単なもの、1体5,000円、死体処置料、交通事故等損傷が激しい者の処置、ペースメーカーの除去などがある者、1体1万円でございます。

施行月日は、平成22年10月1日からでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。  
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。  
これから議案第3号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
日程第4、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第5、議案第4号 森町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長(伊藤 昇君) 議案第4号 森町過疎地域自立促進市町村計画について。  
本案は、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び同法第6条第1項の規定により森町過疎地域自立促進市町村計画を別紙のとおり定めることについて議会の議決を求めようとするものであります。

提案の趣旨につきましてご説明申し上げます。本計画は、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、施行期限は平成22年度から平成27年度まで6年間延長するとともに、過疎地域の指定要件の追加、過疎対策事業債の拡充を内容とする一部改正法が成立したことにより、過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定により森町全域が過疎指定されたところでございます。提案の市町村計画は、今後6年間に予測されるだろうと思われる計画を策定し、地域の振興に資することとしております。また、計画内容の変更が必要な場合は、その都度計画変更が可能となるものでございます。

本計画の内容につきましては、別添計画の目次をごらんいただきたいと思います。1の基本的な事項から10のその他地域の自立促進に関し必要な事項まで、35ページにわたって記載されておりますので、ご参照願います。

以上、説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第4号に対する質疑を行います。

○7番(宮本秀逸君) 何点か質問いたします。

ページごとに入りますので、2ページです。過疎の状況というようなことで、6行目、7行目、平成12年の年齢別人口構成比ということで人口の動態等が示されておるわけですが、平成12年という10年前の資料ですが、22年度から27年度までの計画を組むときに、なぜこういう古い数値を使われるのかというのが1つです。

それから、次のページいきます。3ページです。人口動態が書いてございます。これは、ミスプリだと思いますけれども、(2)、人口及び産業の推移と動向、7行目、1世帯当たり人員は2.3人と予測されます。これは、恐らく2.2人のミスプリでないかと思いますが、これは確認してください。

それから、ここに示されている表現の仕方なのですけれども、世帯は増えていくけれども、人口は減っていきますということで前ページからずっと書かれているのです。要するに反比例するような形に実はなっていくというのが淡々と述べられておるのですけれども、この中にありますように平成27年の世帯数は7,541世帯、今月の9月の広報に出ておりました世帯数は7,860世帯です。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 宮本議員、まだありますか、項目。

○7番(宮本秀逸君) いっぱいあります。

○議長(野村 洋君) それでは、もう少し再度説明を加えて、今までの質問に加えて、さらにもう少し説明を得てからもう一度質問を許します。

○企画振興課長(伊藤 昇君) 大変説明不足でございまして、まずこの過疎計画でございしますが、国によりまして示されている基本がございまして、先ほどの今後の27年度の人口推計にいたしましても、コーホート法の5年ごとの人口推計をもとにして計算をしている。そして、この内容等につきましては振興計画などの数字も使いながらこの計画を策定しているというような状況でございまして。

○7番(宮本秀逸君) 私も振興計画を実は持ってきたのです。これごらんになるとわかると思うのですが、この中の数字と合わせて私質問していますので、そんなに間違いはないと思います。

この中に示されております人口の動態の推移です。平均してこうなっていく感じに書いてあるのです。ところが、今言いましたように、今年は7,800世帯になっているのです、実は。現状と合わないようなことをやっていたって、私はちょっとどうかなというような感じがするのです。佐藤町長、民間出身ですから、恐らくこういう数字は使われないだろうという気持ちでございました。何でこういうのが出てくるのかなということです。

それと、17ページ、農林業が書いてございます。そこのちょうど真ん中の欄、農家数の表が出ております。森町の平成17年度の農家数、専業、兼業が118戸、107戸と出ておりますけれども、これは間違いございませんか。

それから、25ページ、上下水道施設、ちょうど中段です。森町の水道は市街地を中心とした上水道施設と駒ヶ岳、赤井川地区簡易水道施設、濁川地区簡易水道施設の3施設により給水しております。平成21年度末の給水人口と普及率は、給水人口が1万2,687人、普及率は69.78%となっております。これがこの振興計画の数字あるいは3施設となっておりますけれども、振興計画には砂原の分が実は欠いてございます。砂原東地区の分です。これなぜ削られたかというようなことが1つです。入れる必要がないのか。それから、普及率の数字も合

わせなくていいのかというのがちょっと疑問です。

それから、26ページです。(2)、その対策の部分でちょうど中段、ちょうど真ん中です。水道未普及地域世帯での飲用水の水質が良好でない世帯への浄水器等の購入及び井戸掘削に係る費用の一部を町が補助しますとなっておりますけれども、これは具体策があるのかなのかわかりませんが、何か構想がありましたら教えてください。

それから、10ページに戻ってください。表が出ております。これもプリントが悪いと思うのですが、非常に見づらいです。段違いになってございますので、もう少し正確な資料ができなかったのかなと、こんなふうに思っております。段違いになっていますね。それをお聞きいたします。

○企画振興課長(伊藤 昇君) お答えいたします。

まず、先ほどの私のほうでお話し申し上げましたとおり、この書式につきましては、まず国勢調査の人口を使いなさいというような指示で、全国的にこの過疎計画つくるためのマニュアルの状況になってございます。その中で振興計画とという部分がございますけれども、振興計画の状況と先ほど申し上げました、例えば人口推計にいたしましてもこのような方法でという国からのこともございまして、数年間たちますとコーホート法につきましても若干の数字の違いは出てくるかと思えます。

先ほど農業の関係もございまして、これもあくまでも農業基本調査ですとか、そういう国の統計調査をもとにしまして記載をしているところでございます。

先ほどの10ページにつきましても、これもこのような方法で書いて提出をなささいというような国の指示のもとで、全道的に同じような書式のもとで提出をしているところでございます。

先ほど、最後の26ページのほうでございまして、これは前段で私申し上げましたとおり、今後6年間に想定される事業としての計画でございまして、あくまでも計画ということでございまして、実施計画ではございませぬ。そのようなことございまして、今後考えられる状況としまして過疎計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

○7番(宮本秀逸君) まず、丁寧に、この数字ちょっと計算してみてください。そして、これは振興計画では2.2人と書いてあるのです。ですから、ミスプリントではありませんかと聞いたのです。これ、どなたが見てもわかりますよ。

それから、農家数です。私これを見て言っているのですから。私から申し上げますと、砂原分と森町分と分けて書いてあります……

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 大変失礼をいたしました。

ただいま確認をしてまいりまして、私ども3ページの中段でございます1世帯当たり人員は2.3人と予測されますと記載をしてございました。これにつきましては2.2人の誤りでございまして、訂正をさせていただきまして、後ほど提出をさせていただきたいと思っております。

それから、議員ご指摘の17ページの農業の概要と推移の平成17年でございます。これにつきましても私どものミスプリでございまして、大変申しわけございません。これにつきましては、専業戸数が123戸、兼業が187戸、総数で836人、従事者517人ということでございまして、これにつきましても後ほど訂正をさせていただきまして、提出をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、よろしいですか。

○7番（宮本秀逸君） はい。

あとはいいのでしょうか、このまま。それだけ確認しておきます。このままでやられるのか直されるのか、私はどちらでもいいです。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 先ほど申し上げましたとおり、訂正をしまして差しかえをいたしまして、国のほうに提出をしてみたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○7番（宮本秀逸君） わかりました。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第5号 平成22年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

本案は、平成22年度森町一般会計補正予算の第4回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,905万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ88億3,556万9,000円にしようとするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正のとおりでございます。ご参照願います。

8ページをお開き願います。事項別明細書によりご説明いたします。まず、款10地方交付税でございます。普通交付税の交付額の確定によりまして、補正額として2億6,183万7,000円を計上し、この後にご説明いたしますが、基金繰入金等を解消しようとするものでございます。

款13材料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料1,705万5,000円は、廃棄物処理手数料でございます。

10ページをごらんいただきたいと思っております。款15道支出金、項2道補助金、目3衛生費補助金504万円につきましては新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業補助金、目4番の労働費補助金1,533万6,000円につきましては緊急雇用創出事業補助金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金、減額することの1億5,143万6,000円につきましては、先ほど地方交付税でご説明しましたとおり普通交付税の確定により当初予算に計上しておりました財政調整基金1億円、地域振興基金繰りかえ運用金5,417万4,000円、これらを解消しようとするものでございます。

12ページをお開き願います。款19繰越金でございます。平成21年度からの繰越額として1,944万2,000円を計上しようとするものでございます。

款21町債でございますが、目2土木債につきましては森港改修事業債4,350万円の減額、目3臨時財政対策債8,491万3,000円の減額につきましては普通交付税とともに額が確定したことによります減額補正でございます。

続いて、歳出の主なものをご説明いたします。14ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費1,049万3,000円につきましては、職員に係る子ども手当分を追加補正しようとするものでございます。

目4財産管理費273万8,000円の補正につきましては、グリーンピア大沼井戸ポンプ及び自動火災報知機の修繕経費でございます。財源といたしましては、グリーンピア大沼施設整備等基金を繰り入れしようとするものでございます。

項2徴税費、目2賦課徴収費820万1,000円につきましては、徴税等に係る収納体制強化を図るため徴収嘱託員4名に係る共済費54万4,000円、賃金408万円、需用費としまして滞納処分に伴う車どめ装置等の購入費用17万3,000円を計上しております。資料につきましては、4番を提出してございますので、ご参照願います。

続いて、16ページをお開き願います。款3民生費、項1社会福祉費、目3社会福祉施設費33万9,000円の補正につきましては、緑の家のストーブ3台を購入しようとするものでございます。

目4老人福祉総務費、節28繰出金18万5,000円につきましては、介護保険事業に係る職員



の子ども手当追加分でございます。

目6障害児デイサービス費、節11需用費、修繕料の5万円につきましては、デイサービスセンターの遊具修繕費用でございます。

項2児童福祉費、目3保育所費、節13委託料436万4,000円につきましては、保育所広域入所児童委託料でございます。

続いて、18ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目3予防費、節13委託料1,156万4,000円につきましては、新型インフルエンザワクチン接種委託料、節19負担金補助及び交付金130万9,000円につきましては接種料助成金でございます。資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

項2清掃費、目1清掃総務費、節11需用費263万5,000円につきましては、有料指定袋、燃やせるごみの作成経費226万8,000円、ごみ処理券印刷経費36万7,000円でございます。

款5労働費、項1労働諸費、目2緊急就労対策事業費、節13委託料2,489万8,000円の補正につきましては、冬期就労対策事業委託料として955万7,000円、重点分野雇用創造事業としまして災害時要援護者実態調査委託料ほか4事業を実施しようとするものでございます。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

20ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節11需用費60万円につきましては、基幹集落センター受水槽ポンプ取りかえ修繕料が主なものでございます。

項2林業費、目3分収林事業費、節15工事請負費429万8,000円の減額補正につきましては、保育工事80万9,000円の増額補正と植栽工事の執行額精査による510万7,000円の減額となっております。

22ページをお開き願います。22ページ、下段の款8土木費、項3河川費、目1河川総務費675万円の補正につきましては、尾白内静溝改修工事に係る調査設計委託料75万円、工事請負費600万円となっております。資料ナンバー6を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

24ページをお開き願います。項4港湾費、目1港湾管理費4,060万3,000円の減額補正につきましては、森港改修事業管理者負担金4,823万円の減額と森町港湾整備事業特別会計への繰出金762万7,000円となっております。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18備品購入費514万5,000円につきましては、電源立地地域対策交付金を活用して消防災害等資機材搬送車両1台を購入しようとするものでございます。

目4災害対策費406万4,000円の補正につきましては、8月24日、30日に発生した大雨災害時に要した応急資材、また建設重機の借り上げ料、これらを補正したものでございます。なお、冒頭にご説明、連絡しましたとおり、追加資料として番号は入ってございませんが、2枚資料を提出してございます。ご参照いただきたいと思います。

26ページをお開き願います。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節19負担金補

助及び交付金50万円の補正につきましては、赤井川小学校休校記念事業助成金でございます。

項6 保健体育費、目2 体育施設費、節18備品購入費66万5,000円につきましては、これも先ほどの消防費と同じように電源立地交付金を活用してワンタッチテント等を購入しようとするものでございます。

以上が雑駁でございますが、議案第5号、平成22年度一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。事項別明細書8ページから29ページまで、歳入歳出一括で行います。

○4番(黒田勝幸君) 15ページです。いわゆる税金のかかわりでございますけれども、今回車どめを購入することになりました。これについては、先般議員協議会でも説明がありましたけれども、管内では七飯とか八雲とか3町が準備中であると。森が実施されれば管内で初めてになるのかなと、こう思っております。それで、いわゆるこれに伴って税収を上げるために4名の方を臨時で雇用するというのも提案されております。それで、いわゆる車どめのかかわりなのですけれども、ここにも書いてありますけれども、納税相談及び差し押さえというのをこれまでもやってきたのですよね。さらなる車どめということになるのでしょうか、そういふ相談にも来ないとか、いろいろ何度あれしてもなかなか払ってもらえないという、俗に言う、言葉悪いけれども、悪質というか、そういう方を対象にするのかなと、こう思っております。それで、その辺の範囲ですね、どういう人を対象にしているものか。また、車というのは、やはりそれぞれ勤務の足として持っている人も、ほとんどそうかなと、こう思うのです。払わないのは悪いのだけれども、そういう足なければ、また勤務にも支障するというので、それを実際実施するに当たって、やはり払わない人悪いのだけれども、言葉が荒くなって担当者とトラブルということも考えられるのです。ですから、慎重に事を進めていかなければならないのかなと思うのだけれども、その辺のご説明をお願いします。

○収納管理課長(若松幸弘君) 今の車輪どめのお話ですけれども、町税の滞納があれば必ず車どめをかけて車を公売してしまうと、そういうことでは実はございません。車どめをかけるためには何点か条件がございます。まず1点目は納税に関して再三の催告に応じられない滞納者で、その後納税相談、納税誓約、いろいろ努力しても相手にそういう誠意が見られない、応答がない、そういう場合、今までは給与だとか預金ですとか生命保険などの換価しやすい財産を差し押さえてきましたけれども、そういう財産がない方について、最終の手段として車を差し押さえるためのまず前段の交渉のために車どめをかけるということが1点でございます。また、その車についても所有者と実際滞納者である使用者の方が同じ人、同一人物でなければ車どめをかけることができません。また、置き場所もいつも置いている場所が確実にその車がいつまでも置いておいても問題のない場所であるかどうかということも大変大きな要素でございます。それが確認できなければ車どめをかけられないということで、なかなか車どめに関しましてはいろいろな条件が、条件というか制約がたくさんつ

いてございます。また、なぜ車どめをするか、差し押さえた車を例えばレッカー車なんかでいきなりどこかに持って行って、さあ、滞納税を払えという、そういう強行的なやり方でなく、とりあえず車輪どめ装置をつけて話し合う場をつくって段階的に滞納交渉を進めて、これなら何回かに分けて税金払おうとか、そういう自主納付の機会をつくる、自主納税を促すと、そういう目的のためにやられていることも事実でございます。また、こういうこと、車どめなんかもするのだよということを催告状出すときにそういうものを入れたり広報活動をすれば、滞納者の方が車を差し押さえられるのでは生活に困るな、不便が生じるなというようなことで、何とか納税に努力していただけるという、その副次的な効果もでございます。そういうことで考えております。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） 車どめをするのが目的ではなくて、やはり払ってもらうことが目的でございまして、手段だと、こういうようなこと、当然の話だと思うのですけれども、所有者と使用者ってあったよね、今。例えば車をローンで買うと所有者が車屋さんになる場合あるよね、メーカーが。実際は買った人が乗っているのだけれども、その辺の絡みもあるのですよね。それで、いわゆる現年度分に対してはそういう強硬手段というのは余りないのかなと、こう思っているのですけれども、問題は滞繰とか過年度分ですね。何年も要するに払ってもらえないという人なのでしょうけれども、大体どのぐらい件数想定されますか。今までの実績というか、過去のそういうことからいって、どのぐらいが想定されますか、件数で。その辺わかったら。

○収納管理課長（若松幸弘君） 申しわけありません。車どめをかける可能性のある件数ということでは、実は押さえておりません。あくまでも納税相談、交渉をして誓約をしてもらって税金を納めてもらう。また、基本的には車ではなくて現金だとか預金だとか、そういう換価しやすいものをまず先に差し押さえるというようなことで考えておりますので、具体的な車両に車輪どめをかける件数についてはちょっと考えておりません。

以上です。

○4番（黒田勝幸君） それで、今所有者と使用者の話あったでしょう。例えばまだローン残って会社の名前になっていると、車自体が。そして、使用者が要するに滞納している。その場合、これ私の車でないのだと。そんなのかけられても困るのだという場合が発生するのかなと、こう思うのだけれども、一つの理屈にすぎないと言えばそれまでなのですけれども、その辺のかかわりはどういうふうになりますか。

○収納管理課長（若松幸弘君） 議員のおっしゃるとおりで、車の持ち主というのは車をローンで買えば、例えばディーラーが持ち主で所有者であることもありますし、また親族の方が買った車を滞納者の方が使っているというようなケースがございますので、これについても相当な件数がそういう場合が想定されますので、すべての台数について差し押さえられるというふうには私どもも考えておりません。相当限定されてくるのかなと、そのように考えております。

○13番（中村良実君） 一部関連あるかもしれません。

今回の臨時職員4名のことについてお伺いをさせていただきます。まず、この方4名を臨時職員として雇用するわけですから、当然公募という形の中でもって募集すると思います。そのときに年齢制限があるのか、1点です。というのは、徴収ですから、若い方が当たるといふことに私はかなり面倒さがあるのかな、そう思うのです。ですから、ある程度の年齢にならなければ、なかなか説得をしながら徴収をするということになるわけですから、若いと無理があるのかな、そのように考えますので、その年齢はいかがなものなのか、まず1点です。

それから、今回の4人の雇用の条件というのは、きのうも実は同僚が臨時職員でもって一般質問しているのです。かなり条件がいいのです、その方々から比べると。きっと答弁の中には、いや、これは仕事としてはかなり厳しいのだよ、だから条件がこうなのだよということになると思うのですが、考えてみますと、例えば消耗品の中にこの作業服の貸与があるのです。現在も徴収員、臨時の方で雇用されている方おりますよね。その方にも同様のこの作業服等を貸与しているのかどうか、それもお答えいただきたいと思います。

それから、この方々は月給なのか日給月給なのか、それによって大分また条件も変わってくるのかなと、このように思いますので、この3点についてお願いします。

○収納管理課長（若松幸弘君） まず、年齢につきましては65歳を上限と考えております。あと若い方はどうするのかということについては、公募の中でやはり責任のある仕事ですし、納税者の方のお宅を定期、臨時に訪問するというようなことで、待遇がございますから、やはりある程度世間のこともよくわかっている方でなければ、なかなかお話も進め切れないのかなと思いますので、それは応募されてきた方々の中でやっぱり任せれるなど、また守秘義務のこともございますし、そういう方を選んでまいりたいと思います。

あと作業服のことですが、言葉では作業服ということになっております。確かに作業服ということですがけれども、制服のようにきちとした身なりで、初めてお邪魔するお宅もございまして、身分がはっきりしないと、こういう時代ですから、何か詐欺にでも来たのではないだろうかというふうに思われますので、そういう制服というような意味合いにおきましてきちと名称なんかも入れまして、そういう貸与してまいりたいと考えております。現在の徴収嘱託員の方については、作業服というか、そういうユニフォームのようなものは貸与されておられません。

あと日給か月給かということですがけれども、一応月額支給というふうに考えております。

（何事か言う者あり）

○収納管理課長（若松幸弘君） 月額の支給と考えています。

○13番（中村良実君） ちょっと聞きづらいことを聞きたいのですが、今上限を65歳とすると。若い方については、その応募された方々の中で考えるというような答弁だと思います。そこで、老婆心なのですが、例えば今年役場を退職した方々も当然応募してくれば対象になりますよね。しかも、役場の経験があるわけですから、非常に使いがいいですよ。そうい

うこと等も考えられるのではなかろうかなというような気もしないでもないのです。これについて例えば、いや、来ましたら雇用しますよ。だけれども、これについては云々と、もしあるとするなれば、考え方があるとするなればお話をさせていただきたい。

それから、月給ということになると17万ですよ。先ほども言ったのですが、臨時職員としてはかなり、6カ月としては雇用条件が良い。そうしますと、今の役場の多くの百五十何名いる臨時の方々は日給月給なのです。1日休むと、その日のお金当たらないのです。月給というのは月幾らですから、休んでも当たるということなのです。17万は保証されるという解釈になりますよね。私は、かなり条件がよ過ぎるのではないのかなと。いいことにはこしたことはないのですが、もっとやっぱり現在いる臨時の方々のこと等も配慮してあげるべきなのかなと、このような気がしておりますから、もう一度ご答弁をお願いをいたしたいと思っております。

それから、共済費の中には健康保険、それから厚生年金保険、あえてこれ分けているのです。では、雇用保険を掛けないのかどうかということ。あえてこれ分けていますから、2つに。その中には、もう一つある雇用保険は掛けないのかどうか。6カ月であれば掛けれますよね。ですから、それは掛けないのか。もし掛けないとするなれば、そこに何らかの理由があるはずですね。それもお聞かせをしていただきたい、このように思います。

それから、もう一つは、479万7,000円かかるのですが、これに対してこの方々は現年度の滞納分に当たるということになりますね。そうしますと、10月からですから、9月までの滞納額になりますね。そうしますと、現在その滞納額というのは何件あって何千万あるのか。投資効果ですよ、よく町長が言います。これだけ投資をして、どれだけの成果が上がるかということ。それらについてお知らせください。

○総務課長（片野 滋君） 最初の4問について私のほうからご答弁させていただきます。

最初、役場の退職者、今年退職された方が応募されたらどうなのだというご質問だと思いますが、議員おっしゃるとおりいろいろなやはりノウハウも持っています。それは、応募されましたら私どものほうで決定をするという格好になりますので、あくまでも退職者ありきでもって今公募するものではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、月額17万ということで、現在既に勤務されている臨時職員と、いわゆる日給月給の方と条件がよ過ぎるのではないかと。休暇等の問題もございましたが、現状で言えばそういう部分もあるかもしれません。ただ、昨日も臨時職員の雇用の関係で基準を設けるといって説明しておりますが、その中ではすべての臨時職員にも有給休暇を与えるべく規則を今検討しておりますので、日給月給の方でも休んだ場合には有給を使えるという状況がこれからは生まれてまいります。

それから、共済費の中に雇用保険がないというご指摘でございましたが、実は雇用保険については一括一般管理費、総務費の一般管理費の中で現在一括管理でもって予算計上しております。ただし、ここに載せている健康保険、厚生年金保険、これらにつきましては各担当課の予算科目に計上するのが現在のやり方となっておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

以上でございます。

○収納管理課長（若松幸弘君） 現在の滞納額、滞納件数については、実は押さえておりませんので、後ほど調べてご報告したいと思います。

○13番（中村良実君） 理解をしたという言葉のほうがきつといいと思います。そのように理解をするのですが、今の答弁の中でもって、もし仮に退職者が応募してきた場合については、その条件をのむと、それは対象にしますよということですから、かなりあるのかなというふうにもとらえてございます。

休暇の問題、そして17万は条件がいいよと。1日休んでも2日休んでも17万には変わりがないということになるわけですから、絶対的にして条件がいいですね。その比較として、今臨時の方々にも有給休暇を与えるよう検討している。だとすれば、それは早い時期に結論を出してあげたほうがいいのではないのでしょうか。そうでなければ、臨時職員の方々是我々よりか条件はずっとよくなるのではないかという不満になっていくのかなと、このように考えますから。そうしますと、それがいつごろからそうするのかということがもしわかればお願いをいたしたい。

それから、保険関係ですけれども、保険関係はこれは3つとも、ともに2分の1の負担がかかるということになっていくのかなと。このような気もしておりますから、行政のやることですから、その辺は抜け目がないと思いますから、大いにそのようにしてやっていただきたい。ただ、1つお答えできなかったこの問題、件数とその額、これについてはできるだけ早くお知らせをしていただきたいものだなと、このように考えます。

以上、2点ぐらいについてのご答弁をお願いします。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、休暇等の関係につきまして私のほうからご答弁させていただきます。

昨日ご説明しましたとおり、臨時職員等の賃金につきましては現在改定を目指しまして、職員団体とも交渉中であるということでお話しさせていただきました。それと一緒に休暇等の実は改正、改定についても提案してございます。従来も臨時職員年休付与等の規則もありまして、取得させていたのですが、労基法等も改正された経緯もございまして、日数もどうなのかということで疑義がございましたので、この際そういうことも見直しまして、一部パート職員にも年休を付与するような形で制度設計をさせていただいておりますので、そちらもあわせて現在協議中で進めさせていただいておりますので、そういうことでご理解願いたいと思います。

あと厚生年金保険、健康保険につきましては、議員おっしゃるとおり事業主負担、あと当人負担ということがございますが、雇用保険につきましては全額事業主負担ということになってございますので、よろしく願いいたします。

（何事か言う者あり）

○総務課参事（佐々木陽市郎君） 失礼しました。雇用保険につきましても当人負担もござ

いますが、予算につきましては総務課長述べたとおり一般管理費で事業主負担分は全額予算化しておりますので、そういうことをご理解願いたいと思います。大変失礼しました。

○12番（杉浦幸雄君） 税関係になりますけれども、僕は皆さんから見れば頭が悪くて程度が低いのですけれども、非常に気になっていることがあるのです。というのは、税は払うというものではないのです、納めるのです。それを皆さんが払ってもらう、払ってくれない。役場に何か買い物しているのですか、借金しょっているのですか。税は納めるものなのです。ですから、やっぱり税を徴収に行っても払ってくださいという言葉より納めてくださいと言うほうが相手方、受け取り方はかなり気持ち的にも変わるだろうと思うのです。ですから、徴収に当たる方々、やっぱり払う払わないという言葉は極力やめて、納めてください、これは国民の義務としてそういうふうになっているのですから、そういうことをきちっとわきまえながら徴収に励んでいただきたい、そう思います。答弁は要りません。

○2番（堀合哲哉君） 今までの議論聞いておまして、ちょっと二、三点お聞きしたいと思います。

今税のいわゆる納付のかかわりの中で車どめを使う。全道的に見ても、使っている自治体というのはほとんどないと私は認識をしておりますが、結局何で車どめなのということ。私の質問に対する答弁は副町長いただきたい、もしくは町長。

それで、私同じ町民を悪質と決めて、おどしで税を納付させる方法しか、我々考えてそれしか方法ないのか。私は、非常に情けない。いわゆるおどしで納めさせる。本来行政が町民に対しておどしをかけるというのは、最低やめるべきことだと私は思っています。ところが、どうもおどしのような。おどしだったら3台要らないのです。おどしなら1台。おどしに使うなら、削って1台にしてください。3台も使うということは、いよいよこれを使用することなのです。先ほど若松課長のお話を聞いておまして、やっぱりその中にこれから職員苦悩するな、こういう問題も含めて私は聞かせていただきました。もっと方法ないのですか。私、これにたどり着くというのは何なのだろうなという感覚があるのです。だから、それと同時に悪質って一体どういう人を悪質というのか、その辺まず最初にお聞きしたいことなのです。

それと、もう一点は、同僚議員もお話ししましたが、いわゆるここで働く賃金の話なのですが、昨日一般質問で取り上げさせていただきましたが、私17万が高いと思いません。逆に臨職が低いのです。引き上げてあげるぐらいなことを考えて、今回嘱託に17万つけたのなら私は一番ベターだと思う。嘱託を今の町で考える臨職に下げるとしたら、これまた働く方への労働としての対価の問題ですから、やっぱりこれは現実一生懸命働いている人に対して町がどれだけ心持ってその賃金を設定するかという問題ですから、私は引き上げることに賛成しますが、今の現状見て、ぜひ嘱託に合うような賃金設定していただきたい。この辺、ちょっとお考えお聞きしたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○副町長（増田裕司君） 堀合議員から2点についてお尋ねございました。

車どめについての考え方でございますが、若松課長申し上げましたように、ありきではな

いのですが、私ども考えれる方策は何でもとろうと。いつも申し上げておりますように、全道管内で税収にかかわるほかのものも最下位に位置しているわけです。町民の最低限の生活維持するためにも収納率の向上というのは、これはもう避けて通られない。その中でいろいろな方法を現場は現場で考えているということでございまして、私自身の経験からいっても、なかなか会えないのです。日曜の朝行ってもいない、夜行ってもいない。突然違うところでばったり会ったりする。そういう方をどうやって、手紙を出してももちろん来てもらいたくない、行ってもいない、どういう方法あるのだ。給料差し押さえ、職場訪問、これも嫌がられます。ですが、いろいろな方法考えているということの一つだということでご理解をいただきたいと思うのでございます。むしろ別の方法がないのかということであれば教えていただきたいというぐらいの、私ども日々現場も悩んでおります。

あと賃金の関係ですけれども、17万の設定が高いのか安いのか、いろいろ議論の分かれるところだとは思いますが。普通嘱託というと4分の3勤務でございしますが、今回については全くそれは考えてございません。通常の時間帯の中で、まだ100%決まっておりますけれども、時間の変更も、職員と必ずしも同じでなくていいだろうということで、詳細な設定はまだ100%固まっておりますが、そういうこともあり得るのかな。それも様子を見ながらやっていきたいということで、決して4分の3の嘱託だから賃金が安い高いではなくて、17万についてはそれなりの、他の賃金の雇用者のようにお茶だけを出すとか事務の補助だけをやるということでない。事務もしてもらおう、車の運転もしてもらおう、多少の交渉もしてもらおうということで、私自身はそんなに……成果が上らなければ、これだけ金かけて何だよということになるかもしれません。やっている価値は十分あるというふうに思っております。他の臨時の方々の賃金も決して高いと思っておりますが、森町は森町でいいのでないかとおっしゃるかもしれませんが、他との均衡というのも十分な設定の要素でございしますので、それは考えればこのくらいかなということと、嘱託については通常臨時職員出ている手当については加算は考えておりませんので、これでぽっきりで、なおかついろいろ引かれてということでございますので、17万という高いと思われるかもしれませんが、決してそうではないのかなというふうに私自身は考えております。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 副町長のおっしゃることはわからないわけではないのですが、要するに今副町長が徴収に当たった場合、会えないのだというお話です。会えない場合の、その過程の実態把握ってどのようにされているのでしょうか。私、会えなければ実態も把握できないのではないかと思うのですが、それで実態把握をされないと悪質か悪質でないかと判断できないのです。町の呼び出しに応じないから、あれは悪質なのだというのは、これはやめていただきたい。こういうことをやってしまうと、もうえらいことです。悪代官が庶民いじめ、江戸時代ならとにかく年貢納めさせているという構図と全く一緒。だから、その辺は実態把握に努めていただきたいということがまず第一です。

それから、今4名の方は多分徴税吏員としての仕事はしないと思うのです。発令されない



と思います。当然仕事の内容というのは限られてくるわけです。そして、現年度分ですから、そんなに大変だみたいところは私多分行かないと思う。また、課長としても行かせられないはずです。そうした場合の効果というのは、果たしてはね返りあるのかという部分なのです。500万かけたから500万戻ってくればいいわとかと、そんな余り何千万とは言いませんけれども、ただそれによってほかの正規で働いている職員がもっと活動範囲広げられる、こういうよさもあるのでしょうか、多分。だけれども、今森町の現状を考えたとき、ここずっと税の徴収に当たっては、パーセントでいけば確かに全道レベルから比べればかなり低いと、おっしゃるとおりだと思うのです。だから、余計苦勞を生じますけれども、また今始めようとしていることが余りにも乱暴過ぎると。町民との間に摩擦ばかりが起きる、結局。だから、その辺のことをやっぱり十分注意していただきたいと思うのです。それが職員を、あの辺私歩いてみると若い職員は余りいい顔色でないです。やっぱり余り町長以下ノルマかけて、これやっておかないと職員どこかへ飛ばすぞみたいなことは一切やめていただきたいと思うのだけれども、今のところそういう話は聞いておりませんので、安心しております。

結局4名の職員を採用すると。当然、要するに徴収率ですか、収納率が上がる、こういう想定でしょう。上がらなかった場合、町長どうするのですか。上がらなくてもいいと。無理やり3,000万とか5,000万とか、輪っばではめてしまうのです。その辺のところきちんとなしなると、これ税務課とか収納管理課の管理職も大変です。それこそ寝ていられない状況。精神的にも参ってしまう。だから、トップの判断というのが非常に大事な部分なのです。いや、これによって税というのは、負担というのはこうなのですよ。広く町民に知らしめるために職員を雇うのだというのなら私も安心するわけ。とにかく取ってこい、取ってこいと。取り方足りないのではないかと行って、後ろからむちを振るうようなことは私はやめるべきだ。町長の考えお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いをします。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員から今縷々お話がありましたけれども、ノルマを課するわけではありません。ただし、目標は持っていただくということで、私が聞いている範囲では目標は国保税については収納率今85%でございますけれども、90%を目指す。そして、次年度には92%を目指すのだというような目標を私は聞いております。役場というところの仕事の大きな任務の一つに、先ほど杉浦議員がお話ありましたように、税を納めていただくという仕事があるわけです。今道内でも最低のランクにあるということは、役場が仕事していなかったのだと、そのように思っているわけでございます。そういう意味において、目標を持って、それに励んでいただくということでございます。やはりきちんと納めている人、そうでない人の不公平さというのは解消していかなければいけないことだろう。それがやはり役場の一つの大きな仕事だと、そのように思っているわけでございます。ただし、生活の苦しい方、そういう方にはちゃんと相談に乗って、生活の行き届くようなことを考えてもらいたいということは、私は最初からそれは申しているところでございます。決してノルマをかけたとか、そんなことはないので、ご安心いただきたいと思います。

以上でございます。

○2番(堀合哲哉君) 先ほどの答弁、悪質について、悪質ってこうなのだという定義あればちょっとお話ししたい。質問したのですが、悪質ってどうなのか。私みたいのが悪質だと……

○副町長(増田裕司君) よく悪滞、悪質滞納者の議論、長年堀合さんお続けになっておられますので、よくご存じだと思いますが、客観的な数字で示すものはございません。ありとあらゆるものを含めまして、先ほど言ったように最終的には周辺調査も含めて総合的に判断をすると、こういうことになってございます。

○2番(堀合哲哉君) ちょっと1点訂正してほしいと思います。これは、協議会で目標のパーセントお話ししたけれども、町長、初年度から90%と言ったのだけれども、これ90%なんかいかないです、こんなこと言ったら。初年度違うでしょう。それを答えていただきたいと思うのと、今悪質のかかわりでお聞きしましたけれども、やはり税を納めていないという現実はあるのだけれども、その方もやはり町民なのです。ですから、さもさもおまえは悪いやつだと。そこで納めないと、もう人間性がすべて否定されるような、そういう感覚って一部あるのです。だから、そういうことにやっぱり注意してやる場合、職員も大変なのです。ぜひ車どめをする場合、1号の場合は町長にやっていただきたいと思うのですが、答弁をお願いしたい。

○収納管理課長(若松幸弘君) ただいまお話がありました国保税の目標でございます。町長がお話しになったことを否定するようでもことに申しわけありませんけれども、今まで国保のかかわりでも何度もお話ししていますので。一応22年度は88%、23年度が90%、24年度については92%を目標として努力していきたいと、そのように考えております。

○町長(佐藤克男君) 車どめをやるのは私の仕事とは違いますので、それは担当課にお任せしたいと思っております。

以上でございます。

○13番(中村良実君) 20ページ、農林水産業費、款6の農林水産業費、項2の林業費についてお伺いします。ここの目の3の分収林事業の関係なのですが、今回植栽工事、減額510万7,000円にしています。これは、公団分収林だと、そう思っているのですが、これ当初予算では15ヘクタールの1,660万の予算を計上しているのです。3分の1がカットされる。この理由というのは何ですか。

○農林課長(山田 仁君) 中村議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、当初予算では1,660万でございました。減額の理由としては、15ヘクタールのトドマツ3万6,000本を植栽する予定でございました。それと、作業道1,500メートルを新設することとなっております。減額理由3点ございます。1点目が当初の部分でトドマツの1号苗が不足しまして1万1,000本が2号苗と結果としてなった。それから、2点目でございますが、設計の部分の作業道の単価が減額されたということと、3番目は見積もり合わせの執行残でこれが決定したというふうなことでございます。

以上でございます。

○13番（中村良実君） 3分の1が減額されたということの大きな理由としては、苗木が手に入らなかったということです。そして、作業員の賃金が下がった。

（「作業道です」の声あり）

○13番（中村良実君） 作業道……いや、これは当初予算では違うのではないかな。作業道は作業道で別に見ています。違いますか。当初予算では見ているはずですが。植栽15ヘクタールでもって1,660万という当初の計画です。作業道がその中に入っておりません。予算、もう一度確認してください。私も確認してきたのですが。

私、この公団分収林、減額した分イコール収入にも同じ金額でないのかなというような気がするのです。ところが、違いますね。収入のほうが下回っていますよね、植栽のところ。これは、どういうわけなのだろう。私の考え方が間違いかな。公団分収林に係る経費、100%とは言いません。やや100%に近いだけは公団分収林からそのお金が来ますよね。にもかかわらず、今回は支出を500万台にして収入を400万台なのです。これ、どういうわけなのだろう。変わったのだろうか、契約の仕方が。その辺、ちょっと教えてください。

○農林課長（山田 仁君） まず、公団の部分から言いますと、収入と支出の関係でございますが、今回支出の部分で出ておりますが、保育事業の部分が80万9,000円ですか。80万9,000円、保育工事、実はこの部分が森林総合研究所、旧森林開発公団なのですが、その部分で当初予算に見ただけなかったと。その部分を現地を確認して見てもらった中で、本来でいいますと議員ご指摘のとおり510万7,000円を減額するところを、収入の部分を予算のやりくりというふうな部分が認められたものですから、四百何万減額ということで、ちょうど一般財源は持ち出しがないというふうな部分でございます。

道路の関係でございますが、議員が当初予算の造林用作業道新設工事については団地が違う部分の予算でございます。先ほどの部分からすれば契約の中で変更があったというふうな部分でございます。桂川団地が変更になったという部分でございます。

○13番（中村良実君） サイレンも鳴りましたから、これで終わるのですが、作業の仕方として前年度に地ごしらえしていますよね。そして、翌年度が植栽という。ということは、当初予算で15ヘクタール予定していましたから、昨年は15ヘクタール、地ごしらえできているのです。そうですね。そうしますと、10ヘクタールが残ることになりますね、地ごしらえしたところが。そういう計算になりますよね。しかも、今年尾白内地区のほうに8ヘクタール……栗ヶ丘ですね。同じ栗ヶ丘の団地で8ヘクタール、地ごしらえするとなっていますね。そうしますと、来年の植栽が18ヘクタールになりますよね。そうしますと、来年もまた何か足りないのかな、そういうことになりませんか。ですから、これは木を植えるだけではなくて、山を治めるという大きな目的があるわけですから、もっと計画的に私は計画をしたらいいかなものなのかな。来年、これ18ヘクタールなんて言われませんか、当然。いかがですか。

○農林課長（山田 仁君） ご質問にお答えします。

私の説明が申しわけございません。さっきの1万1,000本というのは、15ヘクタールでト

ドマツ 3 万 6, 000 本を植栽する上で 1 号苗は 2 万 5, 000 本でございます。3 万 6, 000 本のうちの 1 万 1, 000 本が 2 号苗になって事業費が減額になったというふうなことでございます。ですから、15ヘクタールについては植栽してあります。もう終わってございます、春に。

○議長（野村 洋君） ちょっとお伺いしますけれども、この議案第 5 号でまだ質問お持ちの方いらっしゃいますか。

（「昼からやります」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午後 0 時 0 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず最初に、資料が提出されてきておりますので、企画のほうから差しかえの資料がお手元に参っていると思いますので、確認をしていただきたいと思います。

それから、先ほど中村議員の質問に対して収納管理課長のほうから後ほどということになっておりましたけれども、その答弁をいたします。

○収納管理課長（若松幸弘君） それでは、先ほどご質問のありました 22 年度の納期経過分の未納額の件でございます。道町民税につきましては普通徴収分ということで、4 税合わせて総課税件数が 4 万 854 件で、延べ未納件数が 1 万 790 人、金額で 2 億 4, 129 万 5, 930 円になっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それではあと、まず防災交通課長、清水課長のほうから資料の説明がございました。

○防災交通課長（清水雅信君） それでは、防災交通課のほうより提出の資料の説明をさせていただきます。説明につきましては簡単に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、皆さんのお手元に 8 月 24 日の前線による大雨災害の資料と 8 月 30 日の大雨による災害箇所説明資料ということで、それぞれ別様でお渡ししていると思います。

まず、8 月 24 日の前線による大雨災害ですけれども、この日は 72 ミリという集中的な豪雨が降りまして、それによりまして町内、図面に落としており町内 11 カ所についてそれぞれ被災がありましたので、その補正をお願いしたいということで資料を添付しております。

それと、続きまして 8 月 30 日の大雨によるほうでございますけれども、これは 30 日、31.5 ミリ、31 日、36.5 ミリと、これもまた集中的な豪雨によりまして、町内の 1 カ所、白川地区が被災しておりますので、その応急処理ということで補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 続いて、商工労働観光課の金谷課長、資料の説明をお願いします。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） それでは、資料の説明いたします。

重点分野雇用創造事業の説明であります。これは、既に実施されております緊急雇用創出事業に追加されたものであります。この事業は、国の示す重点分野、介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用の6分野を対象に雇用創出事業及び人材育成事業を行い、新たな雇用機会の創出とともに地域ニーズに応じた人材を育成し、事業終了後の雇用に結びつけていこうとするものであります。本事業に当たっては、民間企業、NPO、社会福祉法人等に委託し、地域活力を活用し、技術、資格を習得させ、地域における今後の成長分野の発展に資することを目的とされております。今般今議会に計上いたしました委託の内容であります。対象事業が国が示す重点6分野と限定されていることより、受け入れ想定される団体等で説明を行い、委託の可否について事前協議をしております。それをもとに要望を申請しております。賃金の単価につきましては、その事業所の職務規程、労務規程によって提出されたものを参考にして計上しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、午前中に引き続きまして議案第5号の質疑に入りたいと思います。

○17番（三浦浩三君） 16ページの民生費のところちょっとお尋ねします。

この民生費の中に当然計上されているものと思っていたものが1つあるのですけれども、ここ1カ月ほど前から毎日のように新聞紙上で報道されております高齢者の行方不明者、死亡推定対象者ですか、その辺の調査費というものが当然上がってきているものだと思っていたのですけれども、これを見る限りではその調査費というものが計上されていないもので、その辺のこの調査、また戸籍台帳との整合性、住民基本台帳、また現在の我が町の人口などにどのように影響あるものなのか、その辺のことをお知らせ願えれば、今までの経過などをご説明願いたいと思います。

○住民生活課長（竹内 明君） 三浦議員の質問にお答えいたします。

戸籍上の調査ということで調査しております。調査対象者なのですけれども、戸籍上生存しております100歳以上の明治43年以前の方を対象に調査しております。この調査は、100歳以上の高齢者につきましては、その者の生存者が不明で、かつ生死がわからず、所在も不明だという部分につきまして法務省に申請をし、戸籍上消除することができることとなっております。森町の場合、戸籍台帳117冊、約1万戸籍あります。その方々の年齢確認を先月、8月20日から10日間、8月30日までをかけた調査しております。調査結果なのですけれども、戸籍上の100歳以上の生存者107名森町に存在しております。戸籍の付票がない、住民登録がない所在不明者というのがそのうち97名、最高齢でいいますと128歳、明治15年3月生まれの方が戸籍上生存しておられます。今後調査後の処理といたしまして、生存確認ができない者、例えば付票がない者については今後除籍の対象として法務局と協議をして適正な対処をしていきたいと思っております。なお、調査対策費というのですか、今回計上しなか

った部分につきましては、日常戸籍の職員、この調査できないものでして、夜間、時間外を  
かけまして既に実施しておりまして、改めて対策費として計上は今回補正としては上げてお  
りません。

以上でございます。

○10番（清水 悟君） 徴税費に関係した質問をさせていただきます。

午前中にいろいろやりとりがありました件でありますけれども、町長は収納の関係でノル  
マはかけないとおっしゃいましたよね。だけれども、若松課長は年次の収納目標を言葉にい  
たしました。若松君にしてみれば、それをノルマと感じていないかも知れませんが、町長  
は政治家だし、若松課長は事務屋なわけです。後半にきて、なかなか収納率が思うに任せな  
いという状況が発生した場合に町長は、おまえ、あのときの議会でこう言ったのではないか  
というふうに言われれば、がちゃんとノルマを感じるわけです。だから、議員協議会なんか  
で若松課長、私何回も言ったのでないですか。まじめにやるなどは言いませんが、仕事は一  
生懸命やればいいのでないかと。言葉は考えながら、選びながら、やっぱり言うべきだろ  
うと。あなたは、上水道課長から今のところに来て、かなり悩み多い日々を過ごしているの  
でないかというふうに心配をしております。まだ52か3でしょう。人生これからです。だから、  
一生懸命仕事をして税の収納に、やっぱり部下もたくさんいるわけだから、上手に使うて頑  
張っていただきたいということをあなたに言いたくて今立っています。もう一回、あなたち  
よっと答弁してくれませんか。

○副町長（増田裕司君） 若松課長にお聞きしたのだと思いますが、前段に私から一言だけ  
言わせてください。目標とノルマ、どう違うのだという話でございますが、目標に近づけ  
るように努力するというのは当然のことでございますが、ノルマというのはそれに対して達  
成できなかった場合に何らかのリスクがあるとかないとかという話でございますが、私ども  
は今そこまで考えておるわけではございません。ただ、今、今日の置かれている森町の状況で  
目標を示して、普通の町になるように頑張る、職員も町民も一緒に訴えていく、そういう観  
点で一定の目標率は当然必要なことではございますので、そういう設定の仕方ではござい  
ます。

なお、若松課長に励ましのお言葉いただきまして、大変ありがたく思っておりますが、  
技術系の人間から全く違う分野に来て一生懸命頑張っておりますので、議員各位もいろ  
んな面でお支えいただければ大変ありがたい。一言余分なことですが、申し上げさせてい  
たきます。

○収納管理課長（若松幸弘君） 大変ありがとうございます。

今もお話に出ていました技術系から収納管理課長ということで大変な部分もありますけ  
れども、まじめに一生懸命やっていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○10番（清水 悟君） 午前中の若松課長の答弁の中で、呼び出してもなかなか来てくれ  
ないというふうな言葉がありました。来ないから悪質と言えるかどうかということについては  
なかなか難しいと思っておりますが、来てもらうような努力はやはり続けるべきだと。来てい  
ただいて、課長の机の前に座ってもらえば大体話も聞いてくれるし、約束もしてくれるとい  
うこ

とになるのでなかろうかというふうに思いますので、ひとつそういう努力を、地道な努力を重ねながら収納に努力をしていただきたいと、かように思います。

○議長（野村 洋君） 答弁よろしいですか。

○10番（清水 悟君） 答弁は要りません。

○12番（杉浦幸雄君） 24ページの港湾管理費でちょっと聞きたいと思います。

資料の中の7ページに森港の新西港の埋め立ての図面が出ております。これは、何月から始めて何月で終わる予定でおられるのか。

それから、ちょっとちまたで耳にしたことなので、どれほど本当なのか、その辺は定かではないのですが、新西港の沖岸壁、そっちのほうも今年度中に整備されるというような話を聞きました。建設課長、その辺知っておられましたら一緒に教えていただきたいなと思います。

○建設課長（川村光夫君） 1点目の何月からやって何月まで埋め立てやるのだということですが、今これ補正を通りましたら、入札かけて埋め立てのほうの工事に入っていく予定しております。ですから、10月の初めから3月くらいの間には埋め立てを進めていきたいと思っております。

2点目の外岸壁の話出ましたけれども、今年の当初予算で水域施設のほうが総事業費として2億8,000万持っていたのですが、補正後で2,900万というふうに減りました。外岸壁のほうが減りまして、ほとんどが内陸部分の工事が主な部分になると思います。

以上です。

○6番（加藤玲子君） 16ページから17ページにかけまして民生費の保育所費のことでちょっとお聞きしたいのですが、ここに節13委託料、保育所の広域入所児童の委託料、ななえ福祉会というのは七飯にあるのですよね。それから、あかしゃ保育園、これはどこなのか、ちょっと私がかからないので、そこを教えてくださいたいのと、これの何人くらいずつそちらのほうに行っているのか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○住民生活課長（竹内 明君） 広域入所にかかわる委託料でありますけれども、まず2つの保育園、1つはななえ福祉会、大沼保育園、これも七飯町でございますけれども、ゼロ歳児が2名、あかしゃ保育園につきましては八雲町立あかしゃ保育園、1歳児1名、合計3名が委託しております。

以上です。

○2番（堀合哲哉君） 先ほど金谷課長からご説明をいただきました。

緊急雇用の創出推進事業についてちょっとお聞きしたいと思います。金谷課長は説明の中で、これは委託料計上ですから、NPOあるいは社会福祉団体という表現をお使いになりました。いわゆる役場で直接雇用をするものではないということですよ。団体になる。その団体では日額単価6,000円という、このぐらいだというお話なのですが、ということはこの仕事をお願いする団体はもう既にお決まりだということなのではないでしょうか。

それから、町が、これ国の事業でやるのですよね。今、日額単価がもしこれだとすると、全

部聞いたって時間の関係上あれなので、1カ所だけでもいいと思います。日本一お年寄りを大切にするまちづくり、何かどこかで聞いたようなあれなのだけれども、アンケート調査事業というのがあります。これを6,000円、日額でやった場合、事業費総額が280万4,000円になっています。これは、先ほどの団体からすれば、どの団体も利益が目的でない団体なのです。そうしますと、その日額単価と計算した場合、その事業費の、これすべてがイコールではないと思います。日額単価イコール事業費ではないと思うのです。その残りの事業費というのはどんなことをやっていただくための事業費になるのか、団体収入を見込んでの話なのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） それでは、堀合議員の質問にお答えいたします。

1点目の委託事業なので、委託先が決まっているのかという質問でございます。この事業の追加募集が来たのは8月です。それで、先ほども説明しましたが、この重点分野、6分野を限定されております。町でなくて、民間企業、民間団体の活力を使いなさいという事業であります。それで、時間もございません。それから、想定される場所も限定されます。私のほうでその限定される、想定される団体にこういう事業がありますけれども、いかがでしょうかという問いかけをしまして、この5点の委託事業を創出することができたわけでありませぬ。

もう一つ、事業費のことですけれども、基本的には賃金、それからそのほかに事業費、一般事業費といいますか、例えば調査事業であれば車を使います。車のリース料、それから燃料、それからパソコンも使います。そういうものの諸経費です。そういうもの全部入りまして、この事業費を積み重ねております。

以上です。

○2番（堀合哲哉君） わかりました。

ここにこの仕事の受ける相手先はもう決まったということで理解してよろしいだろうなと思うのですけれども、それでなぜ私日本一のところを例に出したかということ、金谷課長の答弁ではないと思うのですけれども、これは佐藤町長がご自分の政策の中でこの森町を日本一お年寄りを大切にするまちづくりというか、そういう町にするのだと述べていらっしゃるよね。それと連動するのですか。これ連動してアンケートやったら、今任期中にお年寄りを大切にできません。2年経過してこんなアンケートやったら、佐藤町長が、では選挙のとき言った公約って何なのだろう。結局何もしないで4年終わってしまうのでないのとなってしまうのです。それと連動するのকাশないのか。しないのならしない結構でございます。

それから、もう一点ちょっとお聞きしたいのは、団体で人を雇うときに6,000円なり7,500円なのですが、そうですよといった場合、これはどうなのですか。雇用創出事業と考えるなら、町で考える日額単価というのがあるのではないのかな。団体に渡すから、例えば団体の話で3,000円でもいいですよといったら3,000円になってしまうのかなと思ったりするのですが、そうではないと思うのです。6,000円というのは、きのうの臨職の関係でいけば最低6,000円。だから、それと一緒にのかなと私この数字見ていたのだけれども、やっぱり日額もその団体



ではこれだけの額で雇うのではなくて、役場としての意識しっかり持って、最低これは出していただかないとだめですよということは当然課長のほうでやっていると思うのだけれども、その辺のご事情部分含めて、ちょっとお話しいただけないでしょうか。

2点、ちょっとお願いします。

○保健福祉課参事（成田研造君） お答えします。

日本一お年寄りを大切にするまちづくり、これについては既にもうご案内のとおりでございます。今回のアンケート調査につきましては、来年度、仮称でございますが、町民の健康づくりアクションプランを作成するために現在スタッフ会議等々開催して準備をしております。その中でこのアンケート調査を実施して、町民皆さんの健康づくり、これを主とした調査を実施していきたいと。その中に、あわせて福祉の現在さまざまな課題がございますので、委託団体と調整をしながらアンケート調査を実施したいと。それが結果として今後に向けたこのような表題の中で築き上げていくだろうというふうに考えております。

なお、名称につきましては、緊急雇用創出推進事業に合致して、できるだけこういう事業を活用していきたいというねらいから事業を決定した、名称を決めさせていただきました。

以上でございます。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） 単価の取り決めであります。先ほども言いましたが、団体に単価の事前協議をいたしまして、その中で数字をとり、参考にして計上しております。例えば民間である場合、他の臨職の者も当然おります。その中で他の資格もありますので、この部分だけ、要するにこの重点分野の部分だけ、緊急雇用の部分だけ単価をアップさせるとかということちょっと不都合な部分が出ると思いますので、あくまでも企業、団体の労務単価を採用しております。

○2番（堀合哲哉君） 1点目、今質問しました事業内容のところちょっと見ますと、住民の福祉に対するニーズや課題を分析しとあるのです。今ここに議員が22名いますけれども、そちらにも説明員たくさんいらっしゃる。私は、個人的な自分の見方として、今まであった森町の福祉削ったのでないのか。削っておいて町民にニーズ聞くななんて本末転倒なのです。結局、だからこれ何のためなのと。だから、成田課長がおっしゃったように、健康なら健康づくりのためにこれをやるのですよというのなら、私理解もできる。広い分野で福祉だとかなんとかと入れられてしまうと、結局何なのと単純に私思ってしまうのです。だから、佐藤町長だって、町民に理解を求めながら、今まであったサービスも削りましたということを過去に言っているわけでしょう。それを再度持ち出して、福祉に対するニーズなんて聞いたって何にもできないではないですか。ニーズだけあったって、その結果として役場がとらえて、実際に実行するのかもしれないのかという問題も十分含まれるわけです。だから、今財政状況をいろいろ言って、まだまだ大変だ、まだまだ。もっともっと積み立てを14億も15億もしなければだめだみたいなことを言ったら、これできませんよ。だから、その点考えながら、例えば健康づくりならきちっと健康づくりで私はすべきではないのかなという感想を持ちました。成田課長の答弁あればお話してください。

それで、差し支えなければ金谷課長に団体名を、事業をやっていただく団体名、よろしかったらここで、5つしかありませんので、ぜひ上げていただきたい。

以上です。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） 委託予定先ではありますが、これから委託の決定に当たっては入札審査委員会等にかける予定になっております。そういう都合がございますので、この場で発表していいのかどうかちょっと……

（「できませんね」の声あり）

○商工労働観光課長（金谷孝己君） そういうことです。よろしくお願いします。

○保健福祉課参事（成田研造君） お答えします。

先ほど申し上げましたが、主として調査の目的は健康づくりでございます。ただ、今担当課長からお話したように、団体さんのいろんなねらいもございますので、それを踏まえた中でこの制度にのれるような要素ということでこのような文言整理をして、申請をして了解をいただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○11番（坂本 元君） 議長、この地図についての質問でもいいですか。

○議長（野村 洋君） 資料、いいですよ。

○11番（坂本 元君） 24日の前線による大雨災害説明資料と8月30日の大雨による災害箇所説明資料という、この2枚の資料いただいたのですが、これについてちょっと質問したいのですが、私は尾白内地区と港町地区と下濁川地区の3カ所しかまだ見ていないのですが、被災箇所に対するそれぞれの対策というのは、原状に復す対策をしているとするのか、それとも今後このぐらいの雨の場合に災害にならない程度まで手を加えるのが対策になるのか、その点について、まずちょっと1点聞きたいのですが。

○建設課長（川村光夫君） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

この図面2枚で11カ所の箇所数になっております。そのうち道路が5本でございます。側溝清掃が3本、立木が1本、あと沢の崩壊が2カ所あります。それで、11カ所となっております。道路につきましては、現状の路肩が崩れたりしている部分を復旧していくという部分です。沢につきましては、今後も2次災害等起きないように、そういう対応の仕方もしていきたいと思っております。あと側溝清掃につきましては、側溝の泥を取る作業でございますので、それらのようになっております。道路につきましては、欠けたところを直すのと、あとその道路から伝わって農地のほうに入っていくという部分ありますので、そこから入っていくような工事のやり方でやっていきたいと思っております。そのように処理しております。

○11番（坂本 元君） 大体説明していただいてわかったのですが、側溝部分についてだけ、限ってちょっと質問したいのですが、側溝部分で泥と言われたような気がしたのですが、泥を清掃すればこういう災害にはならなかったということにとらえていいのでしょうか。それ、もう一度ちょっと確認させてください。

○建設課長（川村光夫君） 流れたことによって泥が詰まり、その側溝に水が流れていかない、そういうところもありますから、その泥を取れば上の水が流れていくというふうになる

うと思います。

○11番(坂本 元君) 泥について、側溝部分について今限って聞いているのですけれども、泥を処理するというか、排除することによって相当部分防げたのではないかなという気があるものですから、現場を見て。その部分について、やったかやらなかったかではなくて、今後将来について来年度同じような雨、今年もまたあるかもしれませんけれども、その辺の対策をとっていただけないものかどうか、そこだけお答えお願いいたします。

○建設課長(川村光夫君) お答えしたいと思います。

道路側溝の汚泥なり砂の除去というのは多額なお金がかかります。きのうも静溝出ましたけれども、静溝も全部泥排出していれば、それだけ災害が少ないといった部分で、町内にはかなりの場所があると思います。これら全部やるには、予算の範囲内もございますので、必要なところを優先的にやっていきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

○議長(野村 洋君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第6、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第7、議案第6号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤 洋君) それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ462万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億6,447万2,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2特別調整交付金79万円の減額は、繰り上げ充用金の確定による減額等となっております。

また、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金の525万7,0

00円の増額は、今年度の交付金の額が確定したため補正するものでございます。

また、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の16万円の増額は、職員人件費の手当増額分を繰り入れするものでございます。

次に、歳出でございますが、6ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節3職員手当16万円の補正は、歳入でも説明申し上げましたように子ども手当の創設に伴い補正するものでございます。また、節13委託料157万5,000円の補正は、国保連合会システム機器変更に伴う国保業務システム改修委託料となっております。

次に、款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金の節23償還金利子及び割引料525万7,000円は、平成21年度退職療養給付費交付金精算分を社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。

下段の款9諸支出金、項3繰出金、目1直営診療勘定繰出金の262万4,000円の補正は、森町国保病院で購入する医療機器に対する国庫補助金相当分を国保病院事業会計へ繰り出すものでございます。

最後に8ページをお開き願います。款11前年度繰り上げ充用金、項1前年度繰り上げ充用金、目1前年度繰り上げ充用金の節22補償補てん及び賠償金の498万9,000円の減額は、繰り上げ充用金の額が確定したことにより減額補正するものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページから9ページまで、歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第7号 平成22年度森町老人保健事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第7号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町老人保健事業特別会計補正予算の第1回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ27万円を追加し、歳入歳出それぞれ153万7,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページの歳入から説明申し上げます。款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の27万円の増は、平成21年度国、道負担金精算分等の償還金に充てるための補正でございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございますが、款3諸支出金、項1償還金、目1償還金、節23償還金利子及び割引料の27万円は、歳入のときに申し上げましたように平成21年度国、道負担金精算分や支払基金医療費交付金精算分の償還金でございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページから7ページまで、歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第8、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第8号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第8号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第2回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ605万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ13億5,088万2,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。款2分担金及び負担金、項1負担金、目1認定審査会負担金、節1認定審査会共同設置負担金の5万5,00

0円の補正は、認定審査会職員の人件費増額分を共同事業者である鹿部町から負担していただくものでございます。

次に、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金の17万9,000円は、介護給付費に要する費用で過年度精算分でございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他繰入金、節1職員給与費等繰入金は、これも職員人件費の手当額増加分でございます。

一番下段の款8繰入金、項3基金繰入金、目1準備基金繰入金、節1準備基金繰入金の94万6,000円の補正は、国庫支出金過年度分返還金に充てるため繰り入れるものでございます。

次に、6ページをお開き願います。款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金468万7,000円は、前年度繰越金を計上したものでございます。

次に、8ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節3職員手当の13万円は、子ども手当の支給に伴い補正するものでございます。

同様に次の款1総務費、項3介護認定審査会費、節13職員手当11万円も子ども手当の支給に伴い補正するものでございます。

次に、下段の款5諸支出金、項1償還及び還付金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料の581万2,000円は、国庫支出金と過年度分返還金でございます。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページから9ページまで、歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第9号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第2回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に15万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億1,154万5,000円にしようとするものでございます。

歳入歳出一括でご説明いたします。事項別明細書6ページをお開き願います。歳出、款1総務費の目1一般管理費、節11需用費の修繕料12万2,000円は、さくらの園の給湯用の配管の漏水修繕、それから入居者居室の入り口のアコーディオンカーテンと窓側のブラインドの破損部分の修繕をしようとするものでございます。次に、節13委託料は、職員の健康診断の委託単価が上がったためにその不足分を増額したものでございます。

なお、この財源には歳入4ページの繰越金をもって充ててございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページから7ページまで、歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第10号 平成22年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（川村光夫君） 議案第10号についてご説明いたします。

本案は、平成22年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正となります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ824万4,000円とするものでございます。

事項別明細書でご説明いたします。4ページをお開き願います。歳入の部、款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金10万7,000円は、21年度からの繰越金でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金762万7,000円は、一般会計の繰り入れでございます。

次のページをお開き願います。歳出の部、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節15工事請負費810万円は、森港公有水面埋め立て工事の町の施工部分に係るものであります。この新西港は、平成24年度全面供用を目指し、工事が進んでございます。今回の埋め立て土量は2万400立米で、施工箇所については資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。節28繰越金、マイナス36万6,000円については、22年度一般会計の繰越金を減額いたします。

以上で平成22年度森町港湾整備事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページから7ページまで、歳入歳出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第11号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出の総額にそれぞれ552万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,074万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開きください。歳入でございますが、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料の16万円の増額につきましては、ウロの受け入れの増量によるものでございます。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の536万6,000円の増額につきましては、ウロの一部を委託処理する費用を施設運営調整基金を取り崩し繰り入れしようとするものでございます。



続きまして、歳出をご説明いたします。6ページをお開きください。款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節3職員手当でございますが、子ども手当分による増額でございます。節13委託料でございますが、説明資料のナンバー8をご参照願いたいと思えます。この委託料の536万6,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設にありますウロの貯蔵槽、8槽に分かれておりますが、そのうちの1槽分のウロ217トンを焼却処理するための処理及び運搬委託料でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。事項別明細書4ページから7ページまで、歳入歳出一括で行います。

○4番(黒田勝幸君) 4ページです。基金繰り入れですけれども、今の説明で施設の調整基金、これから補正で536万6,000円ですけれども、あと幾ら残っているのですか。

○水産課長(島倉秀俊君) お答えします。

今回の補正の分を差し引きますと、残額が1,286万47円でございます。

以上です。

○議長(野村 洋君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第12、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第12号

○議長(野村 洋君) 日程第13、議案第12号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(大久保善之君) 議案第12号についてご説明いたします。

平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の2回目の補正となるものでございます。

第2条、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額10億7,360万1,000円に225万1,000円を補正し、

10億7,585万2,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

第1款資本的収入、既決予定額7,175万円に74万2,000円を減額補正し、7,100万8,000円にしようとするものでございます。

同じく支出、第1款資本的支出、既決予定額1億3,119万3,000円に74万2,000円を減額補正し、1億3,045万1,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条、予算第5条を次のとおり改めるものでございます。

変更前、限度額930万円を変更後590万円にしようとするものでございます。

3ページをお開きください。事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出については、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、既決予定額6億6,435万5,000円に225万1,000円を補正し、6億6,660万6,000円とするものでございます。これは、児童手当分としての当初予算192万円を計上いたしましたでしたが、子ども手当の確定により417万1,000円となったため225万1,000円を補正しようとするものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、初めに支出から説明させていただきます。支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費930万円に対して、入札により74万2,000円減額となり、補正しようとするものでございます。

その内訳といたしまして、収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金、既決予定額6,254万円に国保会計より262万5,000円、一般会計より3万3,000円を繰り入れ、合計265万8,000円に補正しようとするものでございます。このことに伴い、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額930万円に対して340万円の減額補正となるものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。事項別明細書3ページ、収入支出一括で行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野村 洋君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

佐藤町長の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在人権擁護委員を務めていただいております齊藤公生氏は、本年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、4期12年の長きにわたり人権擁護委員を務められ、委員の職務について熟知しており、また今後についても活発な活動が期待されます齊藤公生氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

#### ◎日程第15 報告第1号

○議長（野村 洋君） 日程第15、報告第1号 平成21年度財政健全化判断比率についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 報告第1号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成21年度財政健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思っております。平成21年度普通会計財政健全化審査意見書でございます。

中ほどの表の説明をしたいと思います。①の実質赤字比率でございますが、数値としましては0.88となり、黒字となりますので、比率は記載されてございません。②の連結実質赤字

比率でございますが、これもマイナス5.08となり、黒字となりますので、比率の記載はございません。3番目の実質公債費比率18%となり、基準値でございます25%を下回ってございます。4番の将来負担比率につきましては195.5%、基準値でございます350%を下回ってございます。

以上、平成21年度森町財政健全化判断比率についてのご報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第1号を終わります。

◎日程第16 報告第2号

○議長（野村 洋君） 日程第16、報告第2号 平成21年度資金不足比率についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○病院事務長（大久保善之君） それでは、報告第2号について説明申し上げます。

平成21年度病院事業会計経営健全化審査の結果でございますけれども、審査の結果、資金不足比率、21年度はゼロ%、経営健全化基準として20%となっておりまして、ここに個別の意見としてありますように、資金不足比率はゼロ%となりますが、国立病院特例債の発行により経営改善に向けた取り組みが必要であるとの意見でございます。

以上でございます。

○上下水道課長（石島則幸君） 本報告につきまして、平成21年度森町資金不足判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、別紙のとおり報告するものでございます。

次ページをご参照ください。この表は、水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見書の欄をご参照ください。

続きまして、次ページをご参照ください。この表は、下水道事業会計経営健全化意見書でございます。資金不足比率は、基準内となっております。詳細につきましては、個別の意見書の欄をご参照ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 以上をもって報告第2号を終わります。

◎日程第17 認定第1号ないし認定第4号

○議長（野村 洋君） 日程第17、認定第1号 平成21年度森町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成21年度森町国民健康保険病院事業会計決算認定について、認定第3号 平成21年度森町水道事業会計決算認定について、認定第4号 平成21年度森町公共下水道事業会計決算認定についての4件を会議規則第37条により一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております日程第17、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付

託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第17、認定第1号から認定第4号までの4件は、議長及び監査委員を除く20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時07分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に青山忠君、副委員長に三浦浩三君が選任されました。

#### ◎休会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

決算審査特別委員会付託議件審査のため、9月15日から9月20日までの6日間休会したいと思います。なお、決算審査特別委員会の開会につきましては本日9月14日午後2時30分開会とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、9月15日から9月20日まで休会することに決定しました。

#### ◎延会の議決

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 次回は、9月21日午後1時30分開会とします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時07分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成22年9月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員